
プロジェクト **財務諸表における気候関連及びその他の不確実性**

項目 **第 533 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 533 回企業会計基準委員会（2024 年 9 月 18 日開催）で聞かれた意見をまとめたものである。

ASBJ 事務局の発言案に関する気付事項

（全般的な意見）

2. 事務局の発言案の方向性に同意する。
3. 財務諸表における開示が不十分であるという財務諸表利用者の懸念については、財務諸表の開示とサステナビリティの開示の役割に関する混同や期待ギャップがあると感じている。開示例の公表によって期待ギャップは埋まらなないと考えられるため、財務諸表利用者の理解を深めることに取り組むことが重要である。
4. 財務諸表とサステナビリティ財務報告のそれぞれの役割を、IASB と ISSB とが協力して発信していくべきであるということをもう少し明示的に発言していただきたい。
5. サステナビリティ情報と財務諸表との役割の分析において、まず全体の構図を整理したうえで、財務諸表の役割を検討すべきと考える。

（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 31 項の取扱い）

6. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 31 項のようなキャッチオール的な定めを設例に含めることで、本来は非財務パートに開示すべきサステナビリティの開示までもすべて財務諸表に開示しなければならないという意識にならないか懸念している。財務諸表に含めるべき情報を財務諸表利用者に理解していただくことが重要である。

（気候関連以外のリスクの取扱い）

7. 今回の公開草案の対象は気候変動とその他の不確実性であるが、気候変動に偏りすぎており、その他の不確実性には十分な対応ができていないため、その点を検討するよう明示的に強調していただきたい。

(個別の設例について)

8. ハイレベルなコメントをする際に個別の設例を例に出しながら懸念点と結びつけて説明したほうが受け取る側も理解しやすいのではないか。設例の思考プロセスの順序として、具体的な要求事項から検討し、該当するものがなければ他の全般的な要求事項や包括的な要求事項を検討することは悪くはないが、設例に当てはめた結果には違和感があるものが多い。具体的には、設例1の定性的な観点からの重要性の評価が現行基準から自明かどうか、設例4の翌年度のリスクの解釈、設例5の非常に非現実的な前提、設例6の信用リスクが気候変動リスクに偏っている点及び設例8の脆弱な資産をどのように定義するか企業によって多様性がありえる点などが違和感として挙げられる。

(設例の媒体について)

9. これまでの基準に付属する設例において仮定に関する開示は多くないため、基準に付属する設例よりも既存の教育文書に追加して公表するのはどうかと考える。他の事例との関係や重要な影響がある場合の開示の検討としても、まとまって公表されている方が使い勝手がよいと考える。

以 上